

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3189号及び第3190号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3189号では、横浜市長が行った個人情報開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3190号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「旭区特定土地に係る令和4年度土地（補充）課税台帳兼評価調書（写）」の個人情報開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3189号】

(2) 「特定自治会の令和4年度戸塚区自治会町内会役員現況届」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3190号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3189	令和4年8月1日	令和4年8月15日	令和4年8月18日	令和4年11月15日	個人	市長
3190	令和4年7月11日	令和4年8月2日	令和4年10月20日	令和4年11月18日	個人	市長

3 対象保有個人情報（対象行政文書）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報（対象行政文書）	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3189	「旭区特定土地に係る令和4年度土地（補充）課税台帳兼評価調書（写）」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第25条第1項に基づき開示</p> <p>（本件本人開示請求書の記載から、「令和4年度の賦課が分かる課税台帳写の開示」を求めていると解し、本件保有個人情報を特定した。）</p>	原処分妥当

答申番号	対象保有個人情報 (対象行政文書)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3190	「特定自治会の令和4年度戸塚区自治会町内会役員現況届」(以下「本件審査請求文書」という。)	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。))による改正前のもの。以下「旧情報公開条例」という。)第7条第2項第2号に該当 個人の氏名、住所及び電話番号 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3189	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧個人情報保護条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧個人情報保護条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《固定資産税及び都市計画税の課税事務について》</p> <p>固定資産の価格等については、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、固定資産課税台帳に登録することとされており、旭区に所在する土地及び家屋の所有者に対しては、旭区長が当該価格等に基づき固定資産税及び都市計画税を課税している。</p> <p>横浜市においては、評価調書及び固定資産課税台帳は、電磁的記録として備えている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>電磁的記録から紙に出力した旭区特定土地(以下「当該土地」という。)の「令和4年度土地(補充)課税台帳兼評価調書(写)」である。</p> <p>本件保有個人情報には、当該土地の所在、地番、現況地目、課税地積、納税義務者の氏名、所有者コード、価格、課税標準額等が記載されている。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>当該土地に係る令和4年度固定資産税及び都市計画税は、本件保有個人情報に基づき課税されており、これ以外に審査請求人が求める保有個人情報は作成しておらず、保有していない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>本件本人開示請求書には、「令和4年度の賦課が分かる課税台帳写」の開示を求めると明記されていることから、実施機関が本件保有個人情報を特定したことは是認できる。また、他に審査請求人が求める保有個人情報は保有していないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3190	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧情報公開条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき審議することとする。</p>

答申 番号	判断の要旨
3190	<p>《自治会町内会現況届に係る事務について》</p> <p>自治会町内会とは、地域住民相互の親睦を図る等のために組織された任意団体である。実施機関は、その会長の氏名、住所及び電話番号等を確認するため、毎年度、現況届の提出を依頼している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、特定自治会の令和4年度の現況届である。実施機関は、特定した文書のうち、会長を除く個人の氏名及び部屋番号並びに全ての個人の電話番号を非開示としている。</p> <p>イ 審査請求人は、非開示部分については問題にせず、集会室等に係る情報開示を求めているので、文書特定の妥当性についてのみ判断する。</p> <p>《本件審査請求文書の特定について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ、現況届の様式は各区それぞれで作成しているもので、戸塚区では集会室に係る記載は求めているが、現に提出された現況届には集会室についての記載はないとの説明があった。</p> <p>イ 上記の実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件開示請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（本人開示請求に対する決定等）

第25条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

（第2項省略）

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

（第2項省略）

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。
- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）第100条の定めるところにより、公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分（第3号から第6号まで省略）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881